

弁 護 士 報 酬 基 準

事件等		報酬の種類 分類	費用				
相 談	1	法律相談	相談料	30分毎に 5,000円～25,000円の範囲内の金額			
	2	書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは 10万円～30万円の範囲内の金額			
	1	訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く) ・非訟事件 ・家事審判事件 ・行政事件 ・仲裁事件	着手金	・経済的な利益の額が300万円以下の場合	8%		
				・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円		
				・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円		
				・経済的な利益の額が3億円を超える場合	2%+369万円		
					※着手金の最低額	10万円	
		報酬	・経済的な利益の額が300万円以下の場合	16%			
			・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	10%+18万円			
			・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	6%+138万円			
	・経済的な利益の額が3億円を超える場合		4%+738万円				
	2	調停事件及び示談交渉事件	着手金報酬金	※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金		1又は5の額の2分の1	
				※着手金の最低額			10万円
						1に準ずる。	
	3	契約締結交渉事件	着手金	・経済的な利益の額が300万円以下の場合	2%		
				・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万円		
				・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+18万円		
				・経済的な利益の額が3億円を超える場合	0.3%+78万円		
					※着手金の最低額は10万円		
		報酬金	・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	2%+6万円			
・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合			1%+36万円				
・経済的な利益の額が3億円を超える場合			0.6%+156万円				
4	督促手続事件	着手金	・経済的な利益の額が300万円以下の場合	2%			
			・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万円			
			・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+18万円			
			・経済的な利益の額が3億円を超える場合	0.3%+78万円			
			※着手金の最低額			5万円	
			※訴訟に移行したときの着手金			1又は5と上記の額の差額とする。	
	報酬金				1又は5の額の2分の1		
		※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求する。					
5	手形・小切手事件	着手金	・経済的な利益の額が300万円以下の場合	4%			
			・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	2.5%+4.5万円			
			・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	1.5%+34.5万円			
			・経済的な利益の額が3億円を超える場合	1%+184.5万円			
				※着手金の最低額	5万円		
	報酬金	・経済的な利益の額が300万円以下の場合	8%				
		・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円				
		・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円				
・経済的な利益の額が3億円を超える場合		2%+369万円					
6	離婚事件	着手金 報酬金	それぞれ20万円～50万円の範囲内の額				
			※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金			上記額の2分の1	
			※財産分与、慰謝料等の請求			上記とは別に、1又は2による。	

	離婚事件	訴訟事件	着手金 報酬金		それぞれ30万円～60万円の範囲内の額		
				※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金	上記額の2分の1		
				※財産分与、慰謝料等の請求	上記とは別に、1又は2による。		
7	境界に関する事件		着手金 報酬金		それぞれ30万円～60万円の範囲内の額		
				※1の額が上記の額より上回る場合は、1による。			
				※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減することができる。			
8	借地非訟事件		着手金	・借地権の額が5000万円以下の場合	20万円～50万円の範囲内の額		
				・借地権の額が5000万円を超える場合	上記の『標準となる額』に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額		
			報酬金	申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。	
					相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。	
				相手方の場合	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。	
					賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。	
			財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。			
9	保全命令申立事件等		着手金		1の着手金の額の2分の1	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
				※審尋又は口頭弁論を経たとき	1の着手金の額の3分の2		
				※着手金の最低額	10万円		
			報酬金	・事件が重大又は複雑なとき	1の報酬金の額の4分の1		
・審尋又は口頭弁論を経たとき	1の報酬金の額の3分の1						
			・本案の目的を達成したときは、1の報酬金に準じて受けることができる。				
10	民事執行事件	執行事件	着手金		1の着手金の額の2分の1	※本案と併せて受任した場合の着手金は、1の3分の1とする。 着手金の最低額は5万円	
			報酬金		1の報酬金の額の4分の1		
		執行停止事件	着手金		1の着手金の額の2分の1		
			報酬金	事件が重大又は複雑なとき	1の報酬金の額の4分の1		
11	破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件		着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額		※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。	
				(1)事業者の自己破産	50万円以上		
				(2)非事業者の自己破産	20万円以上		
				(3)自己破産以外の破産	50万円以上		
				(4)会社整理	100万円以上		
				(5)特別清算	100万円以上		
				(6)会社更生	200万円以上		
			※免責申立事件(免責異議事件を含む)のみを受任した場合の着手金は左の着手金の2分の1、報酬金の算定方法を準用する。				
報酬金	1に準ずる(この場合の経済的利益の額は、配当資産、免責債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する)						
但し(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。							
12	民事再生事件		着手金	(1)事業者	100万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民事再生法235条に基づく免責申立事件(免責異議事件を含む)の着手金(2)(3)の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する。	
				(2)非事業者	30万円以上		
				(3)小規模個人及び給与所得者等	20万円以上		
			執務事件	再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。			
				報酬金	1に準ずる (この場合の経済的利益の額は、配当資産、免責債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する)		
					但し、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。		
	任意整理		着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額			
				(1)事業者の任意整理	50万円以上		
				(2)非事業者の任意整理	20万円以上		

13	任意整理	報酬金	イ 事件が清算により終了したとき				
			(1)弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額(債務の弁済に供すべき資産の価額。)につき				
			500万円以下の場合		15%		
			500万円を超え1000万円以下の場合		10%+25万円		
			1000万円を超え5000万円以下の場合		8%+45万円		
			5000万円を超え1億円以下の場合		6%+145万円		
			1億円を超える場合		5%+245万円		
			(2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき				
			5000万円以下の場合		3%		
			5000万円を超え1億円以下の場合		2%+50万円		
			1億円を超える場合		1%+150万円		
			ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、⑪の報酬に準ずる。				
			ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。				
			14	行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金		1の報酬額の3分の2の額
報酬金		1の報酬額の2分の1の額					
刑事事件	1	起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事事件	着手金		それぞれ20万～50万円の範囲内の額		
			報酬金	起訴前	不起訴	20万円～50万円の範囲内の額	
					求略式命令	上記を超えない額	
			起訴後	刑の執行猶予	20万円～50万円の範囲内の額		
	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額					
	2	起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金		それぞれ20万～50万円の範囲内の額		
			報酬金	起訴前	不起訴	20万円～50万円の範囲内の一定額以上	
					求略式命令	20万円～50万円の範囲内の一定額以上	
			起訴後	無罪	50万円を最低金額とする一定額上		
				刑の執行猶予	20万円～50万円の範囲内の一定額以上		
				求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額		
	検察官上訴が棄却された場合	20万円～50万円の範囲内の一定額以上					
	3	再審請求事件	着手金		20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
			報酬金		20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
4	保釈・勾留の執行停止、抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留開示等の申立	着手金 報酬金		依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。			
5	告訴・告発・検察審査の申立、仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金		1件につき 10万円以上			
		報酬金		依頼者との協議により受けることができる。			
少年事件	・家庭裁判所送致前及び送致後 ・抗告・再抗告及び保護処分取消し	着手金		それぞれ20万円から50万円の範囲内の額			
		報酬	非行事実なしに基づく審判	20万円から50万円の範囲内の一定額以上			
			不開始処分				
			その他	20万円から50万円の範囲内の額			
任意後見財産管理等	1	手数料	基本	5万円～20万円の範囲内の額			
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額			
	2	契約に基づく委任事務処理	月額報酬		依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務処理を行う場合 月額5000円～5万円の範囲内の額		
			依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務処理を行う場合 月額3万円～10万円の範囲内の額				
			不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合 月額報酬とは別途請求可能				
3	契約締結後、その効力発生までの訪問面談	手数料		1回あたり5000円～3万円の範囲内の額			

裁判上の手数料	1	証拠保全(本案事件の着手金と別に受けることができる。)	基本		20万円に民事事件の11により算定された額の10%を加算された額			
			特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額			
	2	即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書の作成手数料を別途受けることはできない。)	示談交渉を要しない場合		・経済的な利益の額が300万円以下の場合	10万円		
					・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	1%+7万円		
					・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+22万円		
		示談交渉を要する場合		示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。				
3	公示催告				2の示談交渉を要しない場合と同額			
4	倒産整理事件の債権届出		基本		5万円～10万円の範囲内の額			
			特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額			
5	簡易な家事審判(家事審判法第9条1項甲類に属する家事事件審判事件で事案簡明なもの)				10万円～20万円の範囲内の額			
裁判外の手数料	1	法律関係調査(事実関係調査を含む)		基本		5万円～20万円の範囲内の額		
				特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額		
	2	契約書類及びこれに準ずる書類の作成		定型		・経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円～10万円の範囲内の額	
						・経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円～30万円の範囲内の額	
						・経済的利益が1億円以上のもの	30万円以上	
				非定型	基本		・経済的な利益の額が300万円以下の場合	10万円
							・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	1%+7万円
							・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+28万円
			特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額			
			公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算する。			
	3	内容証明郵便作成		弁護士名の表示なし	基本		1万円～3万円の範囲内の額	
					特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	
				弁護士名の表示あり			3万円～5万円の範囲内の額	
					特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額	
	4	遺言作成費用		定型		10万円～20万円の範囲内の額		
非定型				基本		・経済的な利益の額が300万円以下の場合	20万円	
						・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	1%+17万円	
						・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万円	
						・経済的な利益の額が3億円を超える場合	0.1%+98万円	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額				
		公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算する。				
5	遺言執行		基本		・経済的な利益の額が300万円以下の場合	30万円		
					・経済的な利益の額が300万円を超え3000万円以下の場合	2%+24万円		
					・経済的な利益の額が3000万円を超え3億円以下の場合	1%+54万円		
					・経済的な利益の額が3億円を超える場合	0.5%+204万円		
		特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額				
		遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する。				
6	会社設立等		設立・増減資・合併・分割・粗篩機変更・通常清算 最低額は合併又は分割については200万円、通常清算については100万円、その他の手続については10万円とする。		資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が			
					・1000万円以下の場合	4%		
					・1000万円を超え2000万円以下の場合	3%+10万円		
					・2000万円を超え1億円以下の場合	2%+30万円		
					・1億円を超え2億円以下の場合	1%+130万円		
		・2億円を超え20億円以下の場合		0.5%+230万円				
		・20億円を超える場合		0.3%+630万円				
7	会社設立等以外の登記等		申請手続		1件 5万円 ※事案によっては増減できる。			

		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続	1通につき1,000円
8	株主総会等指導	基本		30万円以上
		総会準備も指導する場合		50万円以上
9	現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)			1件 30万円
			※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。	
10	簡易な自賠償請求		・給付額が150万円以下の場合	3万円
			・給付額が150万円を超える場合	2%
			※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合増減できる	